

福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所における
「原子力事業者防災業務計画」の修正ならびに届出について

2026年2月27日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は、2000年6月に施行された原子力災害対策特別措置法に基づき、「原子力事業者防災業務計画*」を原子力発電所ごとに作成し、運用してまいりました。

同法の規定において、原子力事業者は「原子力事業者防災業務計画」を毎年見直し、必要な場合はこれを修正することとしております。

本日、福島県や新潟県をはじめ、地元自治体と協議の上、福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」の修正を内閣総理大臣ならびに原子力規制委員会に届出ましたので、お知らせいたします。

○「原子力事業者防災業務計画」の修正要旨（修正日：2026年2月27日）

- ・（全サイト共通） 記載の適正化
- ・（福島第一原子力発電所のみ） 福島第一2号機及び6号機 SFP 水位計指示値の ERSS 伝送項目の変更
- ・（福島第一原子力発電所・柏崎刈羽原子力発電所） 副原子力防災管理者ならびに代行順位の変更
- ・（柏崎刈羽原子力発電所のみ） 原子力防災資機材保管場所の変更

* 原子力事業者防災業務計画

原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害の発生および拡大の防止、ならびに原子力災害時の復旧に必要な業務等について定めたもの。本文は当社 HP

(https://www.tepco.co.jp/electricity/mechanism_and_facilities/power_generation/nuclear_power/) をご参照ください。

以上